大切なお知らせ

ひとり親世帯以外の子育て世帯（国の給付金を受取済みでない）の方へ

子育て世帯生活支援特別給付金（準要保護世帯）のご案内

子育て世帯の支援のため、**根室市独自による給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

※準要保護世帯とは…同一世帯の年収が、生活保護基準額の1．5倍未満の世帯のことを言います。

①②の両方に当てはまる方**（国の給付金が支給される方は除きます。）**

① 令和4年4月1日時点で
18歳未満の児童（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等
（※令和5年3月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

② ■令和4年度**住民税（均等割）の課税世帯**で**教育委員会の令和4年度就学援助において準要保護の認定を受けている方**
または
■令和4年1月1日以降の収入が急変し、**準要保護認定世帯相当**の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり　一律 5万円

■支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

＊お問い合わせは、下記までお電話ください。

■根室市役所市民福祉部こども子育て課こども子育て担当
0153-23-6111（内線2179・2186・2187）
（受付時間:平日8:50～17:20）

3.給付金の支給手続き

Ⅰ. 令和4年度の住民税(均等割)課税世帯で、就学援助の準要保護世帯の認定を受けている方

- 給付金は、**申請不要**です。
- 可能な限り速やかに、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。

※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

Ⅱ. 令和4年度の住民税(均等割)課税世帯で、準要保護世帯相当に該当する

①高校生のみを養育している方、②未就学児のみを養育している方、③収入が急変された方

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに**窓口に直接**、または**郵送**でご提出ください。
- 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。

※**準要保護世帯相当**の収入目安については、下記のとおりです。

・30代夫婦、中学生1名、小学生1名…世帯年収が410万円未満

・40代夫婦、中学生1名、小学生1名…世帯年収が400万円未満
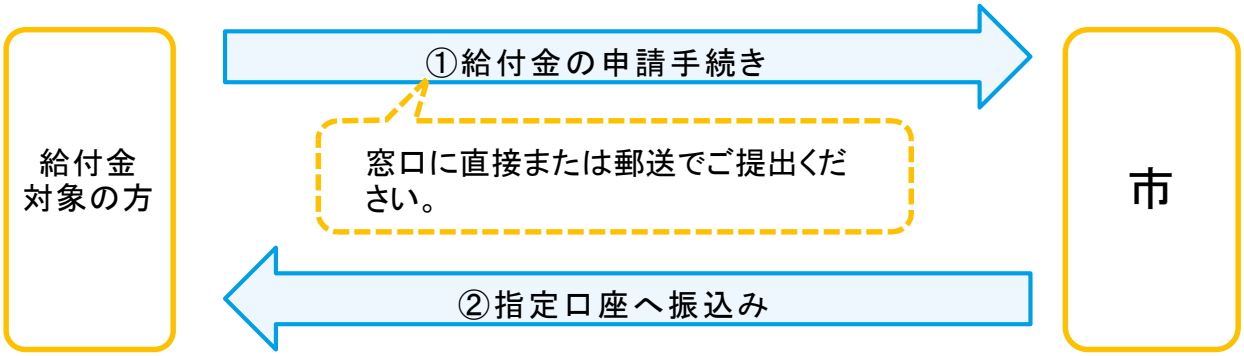
※世帯構成等の状況によって、上記の収入目安であっても対象とならない場合があります。